

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定資格
「臨床栄養代謝専門療法士」2022年度暫定認定申請に関する公告

日本臨床栄養代謝学会臨床栄養代謝専門療法士 暫定認定規程に基づき、本学会認定資格「臨床栄養代謝専門療法士」暫定認定申請を下記要綱にて施行します。

記

申請期間：

- ・WEB 事前登録受付：2022年8月1日（10：00）～~~2022年9月30日~~2022年10月15日（18：00）
- ・書類送付受付：2022年8月1日～~~2022年9月30日~~2022年10月15日（消印有効）
※締め切りを過ぎた申請書類は受理いたしません。

暫定認定申請条件：

- 1) NST 専門療法士資格取得後 5 年以上経過しており、1 回以上の資格更新をされていること。
※マイページへログインしていただき、ご自身の NST 専門療法士の資格状況（有効であるか）をご確認ください。
※COVID-19 感染症拡大のため、2020 年度の NST 専門療法士資格更新業務を中止しております。現行資格者の認定期間は一律 1 年間延長され、更新認定年を順延しました。そして、**2021 年初回更新予定資格者の方は、NST 専門療法士の更新と臨床栄養代謝専門療法士の暫定認定申請の同時申請を可能といたします。**この同時申請は今回認定期間が延長された資格者全員に適用いたします。
- 2) NST 専門療法士取得後本暫定認定申請時まで、本学会学術集会において希望取得領域に関する発表（筆頭演者に限る）を 1 回以上していること。
- 3) 申請時点で年会費を完納していること。

申請書類：

学会ウェブサイトから WEB 事前登録を済ませて申請書類をダウンロードしてください。WEB 事前登録には当年度会費の完納が必要です。入金確認には 10 日程要しますので計画的なお手続きをお願いいたします。

- ・臨床栄養代謝専門療法士暫定認定申請書（8月1日 10:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能）
- ・「臨床栄養代謝専門療法士」申請者履歴書（8月1日 10:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能）
- ・資格有効期限内の NST 専門療法士認定証（写）※1
- ・希望取得領域における本会学術集会の筆頭演者の発表証明が可能なプログラムと抄録（写）※2・※3

※1 本年が認定期間中の認定証となります。

※2 学術集会プログラム・抄録の取得方法

- 2021 年（第 36 回）まで・・・本学会ウェブサイト内学会誌→J-STAGE から取得可能です。
- 2022 年（第 37 回）・・・第 37 回日本臨床栄養代謝学会学術集会ウェブサイト内のプログラム・抄録（PDF ダウンロード）から取得可能です。

※3 発表証明の抄録（写）では、抄録番号、筆頭発表者氏名、希望取得領域に関するキーワードを蛍光マーカーでライン表示してください。表示がない場合は本人および領域の確認ができません。

書類送付先：一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 4-3 喜助日本橋室町ビル 4 階

TEL : 03-6263-2580 FAX : 03-6263-2581

申請に当たっては、「臨床栄養代謝専門療法士 暫定認定申請について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会にて認定審査を行います。その後、2023 年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明証を送付いたします。認定証は認定料（5,000 円）の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
認定・資格制度委員会

臨床栄養代謝専門療法士 暫定認定申請について

前記のとおり臨床栄養代謝専門療法士 暫定認定申請を実地いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備の無いよう申請をお願いいたします。

■認定の対象および認定申請の要件（臨床栄養代謝専門療法士 暫定認定規程）

第2条

本認定資格制度の認定は、以下の疾患・領域からの構成とし、各疾患・領域毎の認定として1領域のみの申請とする。ただし、申請により領域の変更は可能。取得領域については、暫定認定が外れた以降も同様の領域で更新取得するものとする。

- 1) がん専門療法士
- 2) 肺疾患専門療法士
- 3) 肝疾患専門療法士
- 4) 腎疾患専門療法士
- 5) リハビリテーション専門療法士
- 6) 在宅専門療法士
- 7) 小児領域専門療法士
- 8) 摂食嚥下専門療法士
- 9) 周術期・救急集中治療専門療法士

■申請に関するお願い

1. 提出前に、記載漏れ、書類不備・不足がないことを申請者の責任で確認してください。支障がある場合は審査できません。
2. A4 版封筒に申請書類を入れ、「臨床栄養代謝専門療法士 暫定認定申請書類 在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法で送付してください。簡易書留等の控えは書類受理通知が到着するまで各自保管してください。なお、簡易書留等の送付履歴が残る手段を利用されない場合の郵便事故については、事務局では対応しかねます。
3. 書類送付期限を厳守してください。締め切りを過ぎたものについては受理できません。
4. 申請書類は申請者1名につき一通の封筒でご送付ください。複数名の申請書類を同じ封筒にまとめて一括送付されますと、書類が混乱しやすく審査に支障をきたします。
5. 提出された書類については返却いたしませんので、必ず控えをお取りください。
6. 提出書類の確認、審査を行い、疑義がある場合は追加再提出が必要となります。なお、再提出の求めに応じられない場合は辞退されたものと判断します。